

《 収支内訳書(農業所得用) 》記載例

■ 提出用

令和□7年分収支内訳書(農業所得用) [あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告に添付してください。]

住 所	大津市御陵町3-1		業種名			事務所所在地	
フリガナ 氏 名	オオツ イチロウ 大津 一朗		農園名			氏名(名称)	
	電 話 番 号	077-523-1234	依頼税理士等			電 話 番 号	

令和8年3月1日提出

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)		
収 入 金 額	販 売 金 額	① 280000000	経 費	修 繕 費	リ 7000000		
	家 事 消 費 金 額	② 1200000		動 力 光 熱 費	ヌ 341000		
	雜 収 入	③ 528000		作 用 衣 料 費	ル		
	小 計 (①+②+③)	④ 29728000		農 業 共 治 掛 金	ヲ 300000		
	農 產 物 の 棚 卸 高 期 首	⑤		荷 造 運 貨 手 数 費	ワ 700000		
	棚 卸 高 期 末	⑥		地 改 良 費	カ		
	計 (④-⑤+⑥)	⑦ 29728000		の			
	雇 人 費	⑧ 1800000		の			
	小 作 料 ・ 貸 借 料	⑨		の			
	減 価 償 却 費	⑩ 570016		の			
貸 倒 金	⑪	の					
利 子 割 引 料	⑫	の					
租 税 公 課	イ 550000	の					
そ の 他 の 経 費	口 1200000	の					
種 苗 費	ロ	の					
素 畜 費	ハ	の					
肥 料 費	ニ 600000	の					
飼 料 費	ホ	の					
農 具 費	ヘ 800000	の					
農 薬 費	ト 1000000	の					
諸 材 料 費	チ 500000	の					

(自 1月1日 至 12月31日)

氏名・住所又は・作業名	日数	現 金 物	合 計	源 泉 徴 収 税 額
白菜 出荷	30	現 金 180,000 円	合 計 180,000 円	源 泉 徴 収 税 額
その他(人分)				
計		現 金 180,000 円	合 計 180,000 円	源 泉 徴 収 税 額

○小作料・貸借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 ・ 貸 借 料 等 の 別	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

C 雇人費の内訳

氏名(年齢)	続柄	従事月数
大津 太郎 (25歳)	子	12
(歳)		
(歳)		
(歳)		
	延べ従事月数	1 2

D 専業専従者の氏名等

A 収入金額	①	本年度の売上金額を記入します。過年度精算金は、雑収入(裏面に記載)として計上してください。
	⑤⑥	農産物の棚卸しがある場合には、収穫時の販売価格で記入してください。数量がわずかな場合は、省略することができます。
B 経費	その他の経費	該当するものが無い場合は、空欄に項目を追加し、記入してください。
	農産物以外の棚卸高	年末に現存する農業用品、家畜等の棚卸しがある場合に記入します。 ただし、毎年同程度の作付をする農産物や同数量を翌年へ繰越す資材は省略することができます。
C 雇人費の内訳	氏名・住所または作業名	期間雇用(年雇用)の場合は氏名・住所を記入します。臨時雇用の場合は作業名を記入します。
	専従者控除	生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が農業に専ら従事している場合、原則として下記の(1)または(2)いずれか少ないほうの金額を必要経費にすることができます。 (1)配偶者は86万円 その他の親族は1人につき50万円 (2)⑯の金額(専従者控除前の所得金額) ÷ (農業専従者数+1) (注意)配偶者控除や各種扶養控除と重複して控除対象とすることはできません。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	イ 取 得 価 額	ロ 償却の基礎 に な る 金 額	償却方 法	耐用年 数	ハ 償却率	ニ 本年中 の 償却 期 間	ホ 本年分の 普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特 別 償却費	ト 本年分の 償却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専 用割合	リ 本年分の必要 経費算入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘要		
															円	摘要	
		年月	円	円		年	月	年	月	円	円	円	%	円	円	摘要	
軽トラック	1	R7.4月	900,000	900,000	定額	4	20	9	12	168,750	0	168,750	80	135,000	731,250		
トラクター	1	R6.5月	1,200,000	1,200,000	定額	7	0.143	12	12	171,600	0	171,600	100	171,600	914,000		
田植機	1	R7.6月	1,000,000	1,000,000	定額	7	0.143	7	12	83,416	0	83,416	100	83,416	916,584	3	
耕耘機	3	R6.10月	700,000	700,000	-	5	-	4	12	140,000	0	140,000	100	140,000	525,000	中古(令和2年式)	
一括償却資産(草刈機)	1	R7.3月	120,000	120,000	-	-	1/3	12	12	40,000	0	40,000	100	40,000	40,000	一括償却	
計										603,766		603,766		10	570,016	3,166,834	5

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

表面の経費・原価償却費⑩と同額

◎本年中における特殊事情

支口の種支・承認請求の申出書										
果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	前年からの繰越額	育成費用の明細					ト本年中に成熟したもののが本年に取得価額に加算する金額(ニーハ)	チ翌年への繰越額(イ+ヘ+ト)	ロ、ハ、ホの欄の金額の計算方法
			口本年中の種苗費、種付料、素畜費	ハ本年中の肥料、農薬等の投下費用	ニ小計(ロ+ハ)	ホ育成中の果樹等から生じた収入金額	ヘ			
		円	円	円	円	円	円	円	円	
計					ヲ					

収入金額の明細 (田畠)	<ul style="list-style-type: none">作目ごとに販売金額、家事消費等の金額を記入します。野菜や花卉などで温室やビニールハウス等で収穫したものは「特殊施設」の欄に記入します。 事業消費とは雇人などに現物支給を行った場合の数量をもとに計算します。家事消費(自家消費)も収入として計算します。 いずれも農協等に出荷した場合などの1俵あたりの販売価格等をもとに収入金額を算定します。農産物の棚卸高は、年の初め(期首)に保有していた数量と、年の終わり(期末)に保有していた数量について、収入金額から差し引きし、その年の売上げ原価を算出するために行いますが、例年同数量を保有している場合や数量がわずかなものについては、棚卸を省略しても差し支えありません。
雑収入内訳	農産物や家畜の販売以外で農業経営上の収入となるものは、雑収入として扱います。

※減価償却費の計算について

- ①平成19年3月31日以前取得分は、取得価額の90%で計算します。平成19年4月1日以降取得分は、取得価額の100%で計算します。
 - ②平成21年分の申告より機械及び装置の耐用年数が整理され、農業用設備の耐用年数は7年となっています。
 - ③中古の資産を購入した場合は、法定耐用年数から「経過した年数 × 0.8」を引いて、償却する耐用年数を算出します(引いてから少数点以下切捨て)。また、算出した耐用年数が2年未満となった場合は耐用年数を2年とします。
 - ④10万円以上20万円未満の資産を償却する場合は、法定耐用年数で償却する方法と3年間で償却する「一括償却」とを償却を開始する初年度に選択することができます。「一括償却」の場合、償却率の欄は「1/3」と記入してください。
 - ⑤本年中ににおける特殊事情がある場合は、記入してください。例・水害について、被害中の被害のため、例年より収穫量が大きくなったり、等

○減価償却制度改正の概要

- 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額及び残存価額が廃止され、新たな償却方法(償却率)が定められています(別紙参照)。
平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、償却累積額が償却可能限度額に達している場合、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで償却(平成20年3月31日まで)